

○原子力規制委員会規則第七号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第十四条第三号、第十六条の四、第四十四条の二第一項第四号及び第四十六条の二の規定に基づき、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月三日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則

（加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）

第一条 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）

は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(定義) 第一条 (略) 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 四 (略) 五 「重大事故等対処施設」とは、<u>加工施設において重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。以下同じ。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）</u>に対処するための機能を有する施設をいう。 六 「重大事故等対処設備」とは、<u>加工施設において重大事故等に対処するための機能を有する設備をいう。</u> 七 (略)	(定義) 第一条 (略) 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 四 (略) 五 「重大事故等対処施設」とは、<u>ブルトニウムを取り扱う加工施設において重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。以下同じ。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）</u>に対処するための機能を有する施設をいう。 六 「重大事故等対処設備」とは、<u>ブルトニウムを取り扱う加工施設において重大事故等に対処するための機能を有する設備をいう。</u> 七 (略)

(臨界事故の拡大を防止するための設備) 第二十八条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二 条の二第一号に規定する重大事故が発生した場合にその拡大を 防止するため、次に掲げる設備を設けなければならない。 一・二 (略) (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備) 第二十九条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二 条の二第二号に規定する重大事故が発生した場合にその拡大を 防止するため、次に掲げる設備を設けなければならない。 一・二 (略) (重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備) 第三十一条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、想定される重 大事故等に対処するための水源として必要な量の水を貯留し、当 該重大事故等に対処するために必要な設備に供給するための設 備を設けなければならない。 2 プルトニウムを取り扱う加工施設には、海その他の水源(前項 の水源を除く。)から、想定される重大事故等の収束に必要な量 の水を取水し、当該重大事故等に対処するために必要な設備に供給 するための設備を設けなければならない。	(臨界事故の拡大を防止するための設備) 第二十八条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二 条の二第一号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要 な次に掲げる重大事故等対処設備を設けなければならない。 一・二 (略) (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備) 第二十九条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二 条の二第二号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要 な次に掲げる重大事故等対処設備を設けなければならない。 一・二 (略) (重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備) 第三十一条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等へ の対処に必要なとなる十分な量の水を有する水源を確保すること に加えて、重大事故等への対処に必要なとなる十分な量の水を供給 するために必要な設備を設けなければならない。 (新設)
--	--

（再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）

第二条 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（臨界事故の拡大を防止するための設備） 第三十四条 セル内において核燃料物質が臨界に達することを防止するための機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第一	（臨界事故の拡大を防止するための設備） 第三十四条 セル内において核燃料物質が臨界に達することを防止するための機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第一

号に規定する重大事故が発生した場合にその拡大を防止するため、次に掲げる設備を設けなければならない。

一 (略)

二 臨界事故が発生した設備に接続する換気系統を隔離するために必要な設備及び隔離した換気系統の過圧による放射性物質の漏えいを防止するために必要な設備

三 (略)

(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備)

第三十五条 セル内において使用済燃料から分離された物であつて液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第二号に規定する重大事故の発生を防止し、又は当該重大事故が発生した場合にその拡大を防止するため、次に掲げる設備を設けなければならない。

一 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生を防止するために必要な設備

二 冷却機能の喪失による蒸発乾固が発生した場合において、放射性物質の気相への移行を抑制し、及び冷却機能の喪失による蒸発乾固の進行を緩和するために必要な設備

三 冷却機能の喪失による蒸発乾固が発生した設備に接続する換気系統を隔離するために必要な設備及び隔離した換気系統

号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設けなければならない。

一 (略)

二 臨界事故が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

三 (略)

(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備)

第三十五条 セル内において使用済燃料から分離された物であつて液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第二号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設けなければならない。

一 蒸発乾固の発生を未然に防止するために必要な設備

二 蒸発乾固が発生した場合において、放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を緩和するために必要な設備

三 蒸発乾固が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状

の過圧による放射性物質の漏えいを防止するために必要な設備

四 冷却機能の喪失による蒸発乾固が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備

(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備)

第三十六条 セル内において放射線分解によつて発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第三号に規定する重大事故の発生を防止し、又は当該重大事故が発生した場合にその拡大を防止するため、次に掲げる設備を設けなければならない。

一 放射線分解により発生する水素による爆発(以下この条において「水素爆発」という。)の発生を防止するために必要な設備

二 (略)

三 水素爆発が発生した設備に接続する換気系統を隔離するために必要な設備及び隔離した換気系統の過圧による放射性物質の漏えいを防止するために必要な設備

四 (略)

態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

四 蒸発乾固が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備

(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備)

第三十六条 セル内において放射線分解によつて発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第三号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設けなければならない。

一 放射線分解により発生する水素による爆発(以下この条において「水素爆発」という。)の発生を未然に防止するために必要な設備

二 (略)

三 水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

四 (略)

(有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備)

第三十七条 セル内において有機溶媒その他の物質を内包する施設には、再処理規則第一条の三第四号に規定する重大事故の発生を防止し、又は当該重大事故が発生した場合にその拡大を防止するため、次に掲げる設備を設けなければならない。

一 有機溶媒その他の物質による火災又は爆発の発生(りん酸トリブチルの混入による急激な分解反応によるものを除く。)を防止するために必要な設備

二 有機溶媒その他の物質による火災又は爆発が発生した場合において当該火災を収束させ、又は爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持するために必要な設備

三 有機溶媒その他の物質による火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統を隔離するために必要な設備及び隔離した換気系統の過圧による放射性物質の漏えいを防止するために必要な設備

四 有機溶媒その他の物質による火災又は爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備

(放射性物質の漏えいに対処するための設備)

第三十九条 建屋内において系統又は機器からの放射性物質の漏えいを防止するための機能を有する施設には、再処理規則第一条

(有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備)

第三十七条 セル内において有機溶媒その他の物質を内包する施設には、再処理規則第一条の三第四号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設けなければならない。

一 火災又は爆発の発生(リン酸トリブチルの混入による急激な分解反応により発生するものを除く。)を未然に防止するために必要な設備

二 火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発を収束させるために必要な設備

三 火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

四 火災又は爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備

(放射性物質の漏えいに対処するための設備)

第三十九条 セル内又は建屋内(セル内を除く。以下この条において同じ。)において系統又は機器からの放射性物質の漏えいを防

の三第六号に規定する重大事故の発生を防止し、又は当該重大事故が発生した場合にその拡大を防止するため、次に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 系統又は機器からの放射性物質の漏えいを防止するために必要な設備
- 二 (略)
- 三 系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した施設に接続する換気系統を隔離するために必要な設備及び隔離した換気系統の過圧による放射性物質の漏えいを防止するために必要な設備

四 (略)

(重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備)

第四十一条 再処理施設には、次に掲げるところにより、想定される重大事故等に対処するための水源として必要な量の水を貯留するための設備を設けなければならない。

止するための機能を有する施設には、必要に応じ、再処理規則第一条の三第六号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備(建屋内において系統又は機器からの放射性物質の漏えいを防止するための機能を有する施設にあつては、第三号を除く。)を設けなければならない。

- 一 系統又は機器からの放射性物質の漏えいを未然に防止するために必要な設備
- 二 (略)
- 三 系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

四 (略)

(重大事故等への対処に必要な水の供給設備)

第四十一条 設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、再処理施設には、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備を設けなければならない。

一 設計基準事故の収束に必要な水を貯留するものにあつては、当該設計基準事故及び想定される重大事故等に対処するために必要な量の水を貯留できるものとする。 二 その貯留された水を、想定される重大事故等に対処するために必要な設備に供給できるものとする。 2 再処理施設には、海その他の水源（前項の水源を除く。）から、想定される重大事故等の収束に必要な量の水を取水し、当該重大事故等に対処するために必要な設備に供給するための設備を設けなければならない。	（新設） （新設） （新設）
---	-------------------------------------

（加工施設の技術基準に関する規則の一部改正）

第三条 加工施設の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部

分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(核燃料物質の臨界防止) 第四条 (略) 2 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。 3 (略) (臨界事故の拡大を防止するための設備) 第三十二条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第一号に掲げる重大事故が発生した場合にその拡大を防止するため、次に掲げる設備が設けられていなければならない。	(核燃料物質の臨界防止) 第四条 (略) 2 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。 3 (略) (臨界事故の拡大を防止するための設備) 第三十二条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第一号に掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。

一・二 (略) (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備) 第三十三条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に掲げる重大事故が発生した場合にその拡大を防止するため、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一・二 (略)	い。 一・二 (略) (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備) 第三十三条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。 一・二 (略)
(重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備) 第三十五条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、想定される重大事故等に対処するための水源として必要な量の水を貯留し、当該重大事故等に対処するために必要な設備に供給するための設備が設けられていなければならない。 2 プルトニウムを取り扱う加工施設には、海その他の水源（前項の水源を除く。）から、想定される重大事故等の収束に必要な量の水を取水し、当該重大事故等に対処するために必要な設備に供給するための設備が設けられていなければならない。	(重大事故等への対処に必要となる水の供給設備) 第三十五条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給するために必要な設備が設けられていなければならない。 (新設)

(再処理施設の技術基準に関する規則の一部改正)

第四条 再処理施設の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（核燃料物質の臨界防止） 第四条 （略） 2 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二以上存在する場合において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核	（核燃料物質の臨界防止） 第四条 （略） 2 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二以上存在する場合において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核

燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。

3
(略)

(臨界事故の拡大を防止するための設備)

第三十八条 セル内において核燃料物質が臨界に達することを防止するための機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第一号に掲げる重大事故が発生した場合にその拡大を防止するため、次に掲げる設備が設けられていなければならない。

一 (略)

二 臨界事故が発生した設備に接続する換気系統を隔離するために必要な設備及び隔離した換気系統の過圧による放射性物質の漏えいを防止するために必要な設備

三 (略)

(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備)

第三十九条 セル内において使用済燃料から分離された物であつて液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第二号に掲げる重大事故の

核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。

3
(略)

(臨界事故の拡大を防止するための設備)

第三十八条 セル内において核燃料物質が臨界に達することを防止するための機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第一号に掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。

一 (略)

二 臨界事故が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

三 (略)

(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備)

第三十九条 セル内において使用済燃料から分離された物であつて液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第二号に掲げる重大事故の

発生を防止し、又は当該重大事故が発生した場合にその拡大を防止するため、次に掲げる設備が設けられていなければならない。

一 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生を防止するために必要な設備

二 冷却機能の喪失による蒸発乾固が発生した場合において、放射性物質の気相への移行を抑制し、及び冷却機能の喪失による蒸発乾固の進行を緩和するために必要な設備

三 冷却機能の喪失による蒸発乾固が発生した設備に接続する換気系統を隔離するために必要な設備及び隔離した換気系統の過圧による放射性物質の漏えいを防止するために必要な設備

四 冷却機能の喪失による蒸発乾固が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備

（放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）

第四十条 セル内において放射線分解によつて発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第三号に掲げる重大事故の発生を防止し、又は当該重大事故が発生した場合にその拡大を防止するため、次に掲げる設備が設けられていなければならない。

一 放射線分解により発生する水素による爆発（以下この条にお

発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。

一 蒸発乾固の発生を未然に防止するために必要な設備

二 蒸発乾固が発生した場合において、放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を緩和するために必要な設備

三 蒸発乾固が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

四 蒸発乾固が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備

（放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）

第四十条 セル内において放射線分解によつて発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第三号に掲げる重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。

一 放射線分解により発生する水素による爆発（以下この条にお

いて「水素爆発」という。）の発生を防止するために必要な設備

二 (略)

三 水素爆発が発生した設備に接続する換気系統を隔離するために必要な設備及び隔離した換気系統の過圧による放射性物質の漏えいを防止するために必要な設備

四 (略)

(有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備)

第四十一条 セル内において有機溶媒その他の物質を内包する施設には、再処理規則第一条の三第四号に掲げる重大事故の発生を防止し、又は当該重大事故が発生した場合にその拡大を防止するため、次に掲げる設備が設けられていなければならない。

一 有機溶媒その他の物質による火災又は爆発の発生(りん酸トリブチルの混入による急激な分解反応によるものを除く。)を防止するために必要な設備

二 有機溶媒その他の物質による火災又は爆発が発生した場合において当該火災を収束させ、又は爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持するために必要な設備

三 有機溶媒その他の物質による火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統を隔離するために必要な設備及び隔離し

いて「水素爆発」という。）の発生を未然に防止するために必要な設備

二 (略)

三 水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

四 (略)

(有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備)

第四十一条 セル内において有機溶媒その他の物質を内包する施設には、再処理規則第一条の三第四号に掲げる重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。

一 火災又は爆発の発生(りん酸トリブチルの混入による急激な分解反応により発生するものを除く。)を未然に防止するために必要な設備

二 火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発を収束させるために必要な設備

三 火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加

た換気系統の過圧による放射性物質の漏えいを防止するために必要な設備

- 四 有機溶媒その他の物質による火災又は爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備

(放射性物質の漏えいに対処するための設備)

第四十三条 建屋内において系統又は機器からの放射性物質の漏えいを防止するための機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第六号に掲げる重大事故の発生を防止し、又は当該重大事故が発生した場合にその拡大を防止するため、次に掲げる設備が設けられていなければならない。

- 一 系統又は機器からの放射性物質の漏えいを防止するために必要な設備

二 (略)

- 三 系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した施設に接続する換気系統を隔離するために必要な設備及び隔離した換気系統の過圧による放射性物質の漏えいを防止するために必要な設備

圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

- 四 火災又は爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備

(放射性物質の漏えいに対処するための設備)

第四十三条 セル内又は建屋内(セル内を除く。以下この条において同じ。)において系統又は機器からの放射性物質の漏えいを防止するための機能を有する施設には、必要に応じ、再処理規則第一条の三第六号に掲げる重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備(建屋内において系統又は機器からの放射性物質の漏えいを防止するための機能を有する施設にあつては、第三号に掲げる設備を除く。)が設けられていなければならない。

- 一 系統又は機器からの放射性物質の漏えいを未然に防止するために必要な設備

二 (略)

- 三 系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

四 (略)

(重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備)

第四十五条 再処理施設には、次に掲げるところにより、想定される重大事故等に対処するための水源として必要な量の水を貯留するための設備が設けられていなければならない。

一 設計基準事故の収束に必要な水を貯留するものにあつては、

当該設計基準事故及び想定される重大事故等に対処するために必要な量の水を貯留できるものとする。

二 その貯留された水を、想定される重大事故等に対処するために必要な設備に供給できるものとする。

2 再処理施設には、海その他の水源（前項の水源を除く。）から、想定される重大事故等の収束に必要な量の水を取水し、当該重大事故等に対処するために必要な設備に供給するための設備が設けられていなければならない。

四 (略)

(重大事故等への対処に必要な水の供給設備)

第四十五条 再処理施設には、設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備が設けられていなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。